

事務連絡  
令和3年10月27日

各 都道府県知事  
指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局高齢者支援課

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）  
含有保溫材等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表について

社会福祉施設等におけるアスベストの取扱いについては、従来より適切な対応をお願いしているところです。

今般、平成30年11月9日付け「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保溫材等使用実態調査の実施について（依頼）」に基づき、調査を行い、別添のとおり調査結果（平成30年12月1日時点）を取りまとめ、公表しましたのでお知らせします。

今般の調査の結果、アスベスト又はアスベストを含有する建材の使用が明らかとなった施設等については、その状況によっては、今後、当該施設等で働く従業者及び利用者の双方に健康上の甚大な被害が生じるおそれがあります。

このため、各都道府県、指定都市、中核市におかれでは、これらの施設等のうち、アスベストの除去等の措置予定があるものに対しては、その進捗状況を適切に把握・管理しておくとともに、措置未定のものに対しては、関係法令に基づき、速やかに適切な措置が講じられるべく、法人監査や施設監査等の際に、当該施設等から改善計画の提出を求めるなど、個別的な指導を徹底していただくよう、お願ひいたします。

また、今回調査において、未回答であった施設等に対しても、来年度に実施する予定のフォローアップ調査で適切に回答が得られるよう、併せてご指導をお願いいたします。

なお、アスベストの除去、封じ込め又は囲い込み等に当たっては、一部の社会福祉施設等において、補助制度等の活用が可能ですので、該当する施設等に対し、これらの活用も併せて助言していただくよう、お願ひいたします。